

議案第 6 6 号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第5条」を「第6条」に改める。

第36条第1項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までをそれぞれ1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新をするとき。

1件につき10,000円

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(構造及び材質)</p> <p>第 8 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「令」という。）<u>第 6 条</u>に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 6 条 手数料は、申込者から次の区分により、申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新をするとき。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>1 件につき 1 0, 0 0 0 円</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(構造及び材質)</p> <p>第 8 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「令」という。）<u>第 5 条</u>に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 6 条 手数料は、申込者から次の区分により、申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>2 及び 3 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 9 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>令第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 9 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>令第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>